

届出・証明



戸籍の届出



市民窓口課



44-5002・44-5101

届出種別	届出期間	届出人	届出に必要なもの	届出の場所
出生届	出生した日を含む14日以内	父・母	- 出生届書(出生証明書) - 親子(母子)健康手帳	出生地、届出人の本籍地、住所地または一時的な滞在地のいずれかの市区町村役場
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、または同居していない親族(その他の場合はお問い合わせください)	- 死亡届書 - 印鑑	死亡地、死亡者の本籍地、または届出人の住所地のいずれかの市区町村役場
婚姻届	届出により効力が生じる	夫と妻(成人の証人2名の署名が必要)	- 婚姻届書 - 届出人の本人確認書類	夫か妻の本籍地、または住所地のいずれかの市区町村役場
離婚届(協議離婚)	届出により効力が生じる	夫と妻(成人の証人2名の署名が必要)	- 離婚届書 - 届出人の本人確認書類	夫か妻の本籍地、または住所地のいずれかの市区町村役場
離婚届(裁判離婚)	調停・和解の成立、審判・判決の確定した日から10日以内	夫または妻	- 離婚届書 - 調停調書の謄本または審判書、判決書の謄本および確定証明書 - 届出人の本人確認書類	夫か妻の本籍地、または住所地のいずれかの市区町村役場

※届出に必要な書類は一般的な届出の例ですので、それ以外の書類が必要となる場合があります。提出の前には市民窓口課までお問い合わせください。

※戸籍の届出は休日や時間外も受け付けます。ただし届出の内容に不備等があった場合は市役所の開庁日に再度お越しいただく場合があります。



戸籍に関する証明書の請求および手数料



市民窓口課



44-5002・44-5101

請求できる証明書の種類と手数料

種類	内容	請求場所・請求資格者	手数料(1通)
戸籍謄本・全部事項証明書	戸籍の内容の全部を証明したもの	- 本籍地 - 本人 - 配偶者 - 同籍者 - 必要な方の直系親族の方 ※代理人の場合は委任状が必要	450円
戸籍抄本・個人事項証明書	戸籍の一部を証明したもの		
除籍謄抄本	婚姻、死亡、転籍などにより戸籍内の全員が除かれたもの	- 本籍地 - 本人 - 配偶者 - 同籍者 - 必要な方の直系親族の方 ※代理人の場合は委任状が必要	750円
改製原戸籍謄抄本	様式の改製により旧戸籍を書き換えしたもの(現在戸籍より古い戸籍)		
戸籍附票の写し	戸籍在籍中の住所の履歴を確認できるもの	- 戸籍届を提出した市町村 - 届出人 ※代理人の場合は委任状が必要	200円
戸籍届出受理証明書	戸籍届書が受理されたことを証明したもの	- 本籍地 - 本人 ※親権者たる親が未成年の子の身分証明書を請求する場合以外は委任状が必要	350円
身分証明書	後見の登記や破産宣告の決定などの通知を受けていないことを証明したもの	- 本籍地 - 本人 ※親権者たる親が未成年の子の身分証明書を請求する場合以外は委任状が必要	200円
独身証明書	婚姻中でないことを証明したもの	- 本籍地 - 本人 ※請求できる人の範囲は本人を含め、父・母・子または同一戸籍内にいる方のみ。 ※本人以外からの請求には委任状が必要。	200円

注意事項

- 戸籍に関する証明書の交付請求時には申請者の本人確認を行いますので運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- 戸籍謄本などを取得できる方は、取得される戸籍に記載されている方、または戸籍に記載されている方の直系親族に限られます。その他の方が取得される場合は原則委任状が必要となります。なお、兄弟姉妹の方は直系親族に当たりません。



住民異動に関する届出

届出種別	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人 代理人(委任状が必要)	●前住所の市区町村が発行した「転出証明書」 ●届出人の本人確認書類(運転免許証等) ●委任状(届出人が代理人の場合) ●前住所地で交付された個人番号カード ●外国人の方は上記および在留カードまたは特別永住者証明書
転入届 (外国から引越した場合)	帰国した日から14日以内	本人 代理人(委任状が必要)	●パスポート ●外国人の方は上記および在留カードまたは特別永住者証明書 ●本籍地が葛城市以外の方は戸籍謄本および戸籍の附票 ※にパスポートにより帰国時に自動化ゲートを利用された方は、上記に加え航空券の半券等帰国した日がわかるものをお持ちください。
転出届	転出するまで	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	●届出人の本人確認書類(運転免許証等) ●委任状(届出人が代理人の場合) ●外国人の方は上記および在留カードまたは特別永住者証明書
転居届	転居した日から14日以内	本人 同一世帯人 代理人(委任状が必要)	●届出人の本人確認書類(運転免許証等) ●個人番号カード ●委任状(届出人が代理人の場合) ●外国人の方は上記および在留カードまたは特別永住者証明書
世帯変更届	世帯構成に変更があった時	本人 世帯主 代理人(委任状が必要)	●届出人の本人確認書類(運転免許証等) ●委任状(届出人が代理人の場合)

注意事項

住民異動届出により、付随する他の届出が発生することがあります。

国民健康保険に関すること／後期高齢者医療制度・乳幼児(子ども)等医療助成費・ひとり親家庭等医療費助成などに関すること／国民年金に関すること／介護保険に関すること／児童手当・児童扶養手当に関すること
代表的な手続きを表示しています。個別の事案によって他の手続きが発生することがありますので、注意してください。

外国人の方は世帯主との続柄を証する文書および訳文が必要な場合があります。

住民票の写しなどの請求および手数料

▶ 請求できる証明書の種類と手数料

種類	内容	手数料(1通)
住民票の写し	謄本: 市内に住民記録がある世帯全員のもの 抄本: 市内に住民記録がある個人のもの	200円
住民票の除票	以前に葛城市に住民登録があった方や亡くなられた方など住民登録が無くなった方のもの	
住民票記載事項証明書	住民票の記載内容について証明したもの	

注意事項

- 住民票に関する証明書の交付請求時には申請者の本人確認を行いますので運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- 別世帯の親族(三親等外)の方が申請する場合は、委任状が必要となります。また、第三者の方が申請する場合は、委任状もしくは疎明資料の提示および誓約書の記入が必要となります。



印鑑登録

→ 市民窓口課 ☎44-5002・☎44-5101

手続き項目	届出人	届出に必要なもの
印鑑登録申請 (新規) 印鑑登録証再交付 登録印鑑変更	本人 (官公庁発行の顔写真付の本人確認書類がある場合)	- 登録する印鑑 - 本人確認書類
	本人 (官公庁発行の顔写真付の本人確認書類がない場合)	- 登録する印鑑 - 本人確認書類 申請受付後、印鑑登録の意思を確認するため、回答書を本人に郵送します。回答書に必要事項を記入の上、市民窓口課にお持ちください。 ※即日登録・証明書発行は出来ません。
	代理人	- 登録する印鑑 - 代理人の本人確認書類 - 委任状(委任事項と代理人を指定し、登録する本人が署名および登録する印鑑を押したもの) - 代理人の認印
印鑑登録申請 (保証人制度利用)	本人と保証人 (葛城市に印鑑登録がある方)	- 本人確認書類(申請者) - 登録する印鑑 - 保証人の登録印鑑
印鑑登録証明書の交付	本人 代理人	印鑑登録証(印鑑カード) 郵便での申請・交付はできません。 1通200円 ●個人番号カード(本人が窓口に来た時)
印鑑登録廃止	本人 代理人	- 本人確認書類 - 委任状(代理人が申請する場合) - 認印

注意事項

- 登録証再交付、登録印鑑変更は1件当たり手数料200円をいただきます。
- 印鑑変更を行う方で印鑑カードをお持ちの方は窓口へお持ちください。
- 保証人制度を利用する場合、保証人の来庁も必要です。
- 15歳未満の方、成年被後見人の方は印鑑登録ができません。
- 登録できる印鑑は1人につき1つです。また、同一世帯内で同じ印鑑を登録することは出来ません。
- 印鑑証明書の交付には印鑑登録証(印鑑カード)が必要です。
- 即日での印鑑登録は登録する本人が来庁し、官公庁が発行した顔写真付の身分証明書を提示した場合および保証人制度を利用した場合に限られます。その他の場合(代理人申請や顔写真入りの証明書を持っていないなど)は即日登録ができませんので、注意してください。

在留外国人制度

→ 市民窓口課 ☎44-5002・☎44-5101

特別永住者

平成24(2012)年7月9日から特別永住者の制度が変更されています。それまでの「外国人登録証明書」が廃止され「特別永住者証明書」が交付されています。

こんなとき	届出期間	届出に必要なもの
有効期間を更新するとき	有効期間満了日の2か月前から、有効期間満了日まで	- 特別永住者証明書 - パスポート(交付を受けている場合のみ) - 写真(縦4センチ×横3センチで6か月以内に撮影したもの)
居住地に変更があったとき	変更があった日から14日以内 転出の場合は転出する日まで	- 特別永住者証明書 - その他の必要書類等は「住民異動に関する届出」(P.42)を参照してください。
死亡したとき	死亡した日から14日以内(死亡届は7日以内)	特別永住者証明書を入国管理局へ返納してください。

※現在「外国人登録証明書」をお持ちの方は、制度変更後も一定の期間はその「外国人登録証明書」を「特別永住者証明書」とみなされるため、有効期限までに更新申請をしてください。

※「外国人登録証明書」に記載されていた通称名は「特別永住者証明書」には記載されません。

中長期在留者

中長期在留者(出入国管理法の在留資格を得て在留する外国人)の方には在留カードが交付されています。

在留カードの交付に関することや、下記以外の変更手続きは入国管理局へお問い合わせください。

こんなとき	届出期間	届出に必要なもの
居住地に変更があったとき	変更があった日から14日以内 転出の場合は転出する日まで	- 在留カード - その他の必要書類等は「住民異動に関する届出」(P.42)ページを参照してください。

※平成24(2012)年7月9日の制度改正後に、在留期間の更新等のため入国管理局にて手続きを行なったときは、居住地での届出は必要ありません。ただし新たに中長期在留者となった方は、居住地での届出が必要となります。

個人番号カード(マイナンバーカード)

➡ 市民窓口課 ☎44-5002・☎44-5101

住民登録があり、希望する人は個人番号カードを申請することができます。個人番号カードはインターネットでの税の申告(e-Tax)や、コンビニでの住民票や印鑑登録証明書の取得、転入転出の特例、マイナポータルを利用する際に必要となります。このカードは、高度なセキュリティ機能を備えたICカードで本人確認の証明書としても利用することができます。
※カードの申請方法については個人番号カード交付申請のご案内またはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

アドレス <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

個人番号カードの紛失・再発行

個人番号カードを紛失した場合、悪用を防ぐためカード機能を一時停止させることができます。

一時停止は個人番号カードコールセンターに連絡して行ってください。

- マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- 個人番号カードコールセンター(有料) ☎0570-783-578
- 外国語(foreign language) ☎0120-0178-27

再発行の手続きは市民窓口課で行いますので、警察署、交番で遺失物届を行い、受理番号を確認してからお越しください。

※もし、紛失したカードが見つかった場合は一時停止を解除しますので、市民窓口課まで個人番号カードを持ってお越しください。

持ち物 ● 本人確認書類 ● 認印
● 受理番号

再発行手数料 カード1枚800円/電子証明1件200円

コンビニ交付サービス

証明書コンビニ交付サービス

葛城市では、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを実施しています。休日や夜間など、市役所が閉庁している時間帯でも全国のコンビニなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で住民票の写し、印鑑登録証明書を取得できます。

- 最寄りのコンビニなどで証明書が取得できますので、急に証明書が必要になった際も、利用可能時間内であればすぐに取得できます。

利用できる方

葛城市に住民登録している方で、利用者証明用電子証明書を搭載しているマイナンバーカードをお持ちの方。
※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。

取得できる証明書と発行手数料

種類	手数料	備考
住民票の写し	200円	● 葛城市に住民登録がある本人または同一世帯の方の現在の住民票です。 ● 本籍、続柄、個人番号(マイナンバー)の記載の有無を選択できます。 ● 住民票コードは記載できません。
印鑑登録証明書	200円	● 葛城市で印鑑登録している本人の証明書です。

利用可能時間

6:30~23:00の間で店舗営業時間のみ。(年末年始及びメンテナンス日を除く)

※メンテナンス日は確定次第、葛城市ホームページや広報紙でお知らせします。ただし、設備故障などによる緊急メンテナンスに伴い、予告なくサービスを停止する場合があります。

利用できる場所

キオスク端末(マルチコピー機)の設置された全国のコンビニエンスストア

ユニバーサルデザインでみんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。

例えば
この本も



ピクトグラム

色弱者の方に
配慮した
ユニバーサル
デザインカラー



読みやすく、
誤読されにくい
ユニバーサル
デザインフォント

さまざまな
工夫を
しています





税金



市税について

➡ 税務課 ☎44-5009

市税の主なもの

税目	内容
普通税	市民税 - 個人…1月1日現在で葛城市に住んでいて、前年中に所得があった人(所得割と均等割)、また葛城市内に事業所、事務所または家屋敷などのある個人で、葛城市に住所のない人(均等割)にかかる税金です。 - 法人…法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人(会社など)等にかかる税金です。法人市民税は、均等割と法人税割が課税されます。
	固定資産税 1月1日現在で市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する人にかかる税金です。1月2日以後に取得された人は、翌年度から課税になります。
	軽自動車税 4月1日現在で、バイク、軽自動車などを所有している人に課税されます。
	市たばこ税 市たばこ税は、たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡した、たばこに対してかかる税金です。

納税通知書(納付書)は、税目別にそれぞれ第1期分の納付月に、全期前納分を送付します。

なお、納税通知書に記載された事項について不服がある場合、納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。



証明・閲覧

➡ 税務課 ☎44-5009

下表の証明書の発行・閲覧を受付しています。

なお、本人・代理人が申請することができます(代理人の場合は委任状が必要です)。

税務証明一覧表

名称	手数料
所得証明	1件200円
課税(非課税)証明	
事業証明	
評価証明	
公課証明	1件1,300円
住宅用家屋証明	

閲覧

名称	手数料
名寄帳兼課税台帳	無料 コピーは1枚10円



納税

➡ 収納促進室 ☎44-5010

市県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収分)の納付には、下記の金融機関のほか、全国のコンビニエンスストア及び対象のスマホ決済アプリで納めることができます。また、地方税統一QRコード記載の納付書なら、全国のQRコード対応金融機関窓口、QR対応スマホ決済アプリ、地方税お支払サイトにて納付することができますのでご利用ください。

<口座振替のできる金融機関>

南都銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、三十三銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良県農業協同組合、郵便局・ゆうちょ銀行

～便利な口座振替制度をご利用ください～

この口座振替を利用されると、金融機関があなたにかわって指定の口座から、あなたの市税を各納期月の末日(12月は25日)、末日が非営業日の場合は翌営業日に振替します。

市税の納期

税目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税(普通徴収分)	6月	8月	10月	12月				
固定資産税	4月	7月	9月	11月				
軽自動車税	5月							
国民健康保険税	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

税務証明一覧表

名称	手数料
納税証明	1件200円
完納証明(滞納のない証明)	

収納促進室及び総合窓口課で、上表の証明書の発行を受付しています。本人または同一世帯の方(法人に係る証明の場合は代表者)が申請することができます。

※代理人の場合は委任状が必要です。

※法人に係る証明の場合には、当該法人の代表者印または社印の押印のある申請書を当該法人の従業員のほうが持参された場合には委任状は不要です。





保険・年金

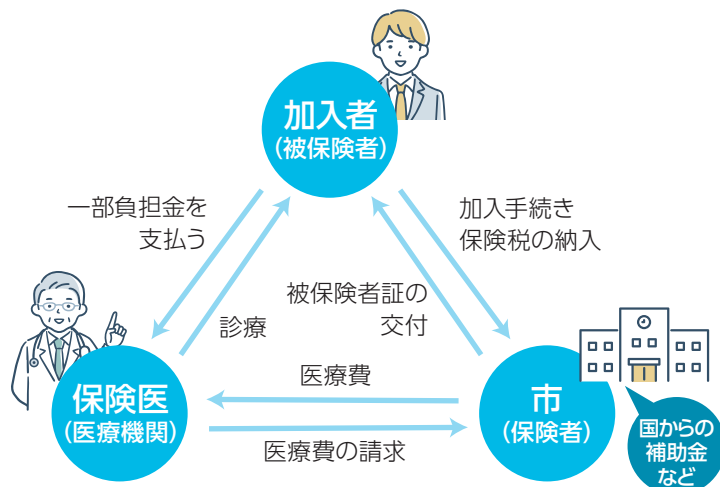
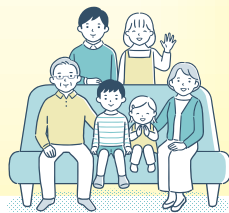


国民健康保険

➡ 保険課 ☎ 44-5003

すべての国民は、いずれかの公的医療保険に加入しなければならないことになっています（国民皆保険制度）。

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外の人加入し、その加入者が病気やケガをしたときの医療費や加入者の健康づくりのためにお互い保険税を出し合い、みんなで助け合う制度です。



保険・年金

こんなときは届出を

次のようなときは**14日以内**に市役所の保険課に届け出てください。届出ができるのは、本人または同一世帯の世帯員です。その他の人が届出をする場合には、委任状が必要です。

届出種類	どんなとき	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入する	転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	退職証明書などの退職した日付がわかるもの
	子どもが生まれたとき	通帳・分娩にかかる領収書または出産費用明細書
	他の健康保険の被扶養者から外れたとき	健康保険資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国民健康保険をやめる	転出するとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	保険証・新たに加えた健康保険の保険証
	他の健康保険の被扶養者になったとき	保険証・新たに加えた健康保険の保険証
	生活保護を受け始めたとき	保険証・保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの
その他の届け	保険証の記載内容に変更があるとき	保険証
	紛失等で保険証の再発行を受けるとき	マイナンバーカード・運転免許証等の本人を確認できるもの
	学生が修学のため、他の市町村で生活するとき	保険証・在学証明書

あなたは大丈夫？

犯罪から身を守る安全対策 女性の防犯編

女性が被害に遭いやすい犯罪は、意外と身近に起こっています。「まさか私が…」という油断は禁物です。ちょっとした心がけや工夫が被害の未然防止につながりますよ。

こんな人に要注意！



じっと見てくる人や後ろからついてくる人



急にあなたに近づいてくる人

遭わない！ させない！



POINT

少し遠回りになって人も人通りがあるところやお店など、逃げ込める場所がある道を通りましょう。

出典元：警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

本人確認

葛城市では、国民健康保険被保険者証を交付する際に、免許証等の本人確認ができる書類〔運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳、住民基本台帳カード（写真付のもの）など〕の提示をお願いしています。偽りや不正な届出、申請による被保険者証等の交付を防止し、被保険者の個人情報および財産を守るため、ご理解とご協力をお願いします。現行の被保険者証は令和6年12月2日に廃止されます。

国民健康保険に加入する手続きが遅れると…

国保の加入日は、加入の届出をした日ではなく、国保の資格を得る事由の生じた日（転入した日や、他の健康保険をやめた日など）です。そのため、国保の加入手続きが遅れると、加入の時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、届出まで保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担となり、後日、申請手続きをすることで払い戻しを受けることになります。必ず早めの手続きをお願いします。

国民健康保険を脱退する手続きが遅れると…

新たに加入した健康保険などと国保の両方に保険料（税）を二重で支払ってしまうことがあります。届出をされれば、国保に払い過ぎた保険税は後日還付されます。ただし、5年を過ぎると時効になり還付できませんので、必ず早めの手続きをお願いします。

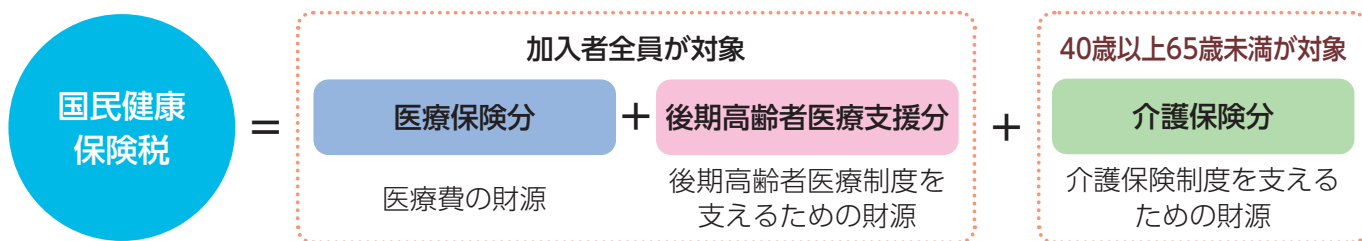
国民健康保険の資格喪失後に国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けると…

新しく他の健康保険に加入したにもかかわらず、新しい被保険者証の交付が遅れた等の理由により、国保の被保険者証を使って医療機関等を受診された場合は、医療機関等に対して葛城市が負担した保険給付費について、返還していただくことになります。対象になられる方には後日、返納金として通知文を送り、請求させていただくことがあります。

支払われた返納金については、受診時に実際に加入していた健康保険等へ、受診日の翌日から2年以内に療養費として申請することで払い戻しが受けられます。申請時に必要な書類は、各健康保険で異なりますので、申請する健康保険等へお問い合わせください。

国民健康保険税

➡ 保険課 ☎ 44-5003



国保税額の計算方法

➡ 保険課 ☎ 44-5003

課税額は、国保加入者の医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分（40歳以上65歳未満の人に課税）についてそれぞれ所得割額・均等割額・平等割額を算出し、合計した額となります。ただし、それぞれの合計額が課税限度額を超える場合においては、課税限度額になります。

あなたは大丈夫？

犯罪から身を守る安全対策 女性の防犯編

女性が被害に遭いやすい犯罪は、意外と身近に起こっています。「まさか私が…」という油断は禁物です。ちょっとした心がけや工夫が被害の未然防止につながりますよ。

遭わない！ させない！



POINT 1

夜道やひとけのない昼の公園では、ときどき後ろを振り返るなどして、警戒しましょう。



POINT 2

スマートフォンの操作や音楽を聴く行為は、スキだらけで危険になります。注意しましょう。



POINT 3

防犯ニュースアプリなどを活用して、情報を取り入れましょう。

出典元：警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成

国民健康保険税の納め方

▶ 納付書・口座振替で納める場合【普通徴収】

納め方

市役所から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関等で納めます。また、口座振替で納めることもできますので、指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。

本徴収							
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)

▶ 年金から天引きされる場合【特別徴収】

対象となる世帯

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳であり、次のすべての事項にあてはまる世帯の国民健康保険税は、原則として世帯主の年金から天引きされます。

- 世帯主が国民健康保険の被保険者である
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である
- 介護保険特別徴収対象者である
- 国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

納め方

年金支給の際に、世帯主の年金から保険税が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

＜お支払方法の変更について＞

年金からの天引きで保険税を納めている方は、申し出により口座振替に変更することもできます。ご希望の方は、保険課へ申し出てください。

口座振替に変更することにより、社会保険料控除は振替をする口座の名義人に適用されます。

※国民健康保険税に滞納がある場合は変更できません

国民健康保険で受けられる給付

国保に加入していると、医療機関や薬局にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

▶ 病気やけがで受診したとき

医療機関の窓口で被保険者証を提示すれば、自己負担割合に応じた一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。



- 診察
- 病気やけがの治療
- 入院
- 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)

【病気やけがで入院したとき】

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、負担があります。

【あとで払い戻されるとき(療養費の支給)】

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、申請して審査で認められれば、自己負担分を除いた額が後から支給されます。

- 被保険者証を持たずに診療を受けたとき
(下記の場合は医師が必要と認めた場合のみ)
- 重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき
- 手術などで輸血に用いた生血代
- コルセットなどの治療装具代
- 海外渡航中に受けた治療代
(治療目的の渡航を除く)

▶ 交通事故などにあつたとき

交通事故など他人の行為(第三者行為)によってけがなどをした場合は、いったん国保で診療を受けることができます。ただし、後日加害者に国保が負担した額を請求するため、被害者の届出が必要です。



▶ 子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

被保険者が出産したとき、出産育児一時金として、50万円(産科医療補償制度未加入の医療機関で出産した場合などは48万8千円)が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

ただし、国保加入後6か月以内の出産で、出産される方が1年以上継続して社会保険の被保険者(被扶養者は除く)であった場合は、社会保険への請求もできます(どちらかを選択してください)。

▶ 死亡したとき(葬祭費)

加入者が亡くなったときに、葬祭を行った方(喪主)に3万円が支給されます。

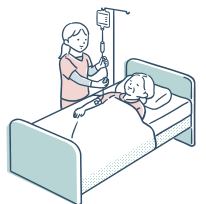


▶ 医療費が高額になったとき(高額療養費の支給)

重い病気や大きな手術などで保険診療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費が支給されます。

▶ 高額介護合算療養費

同世帯内で、国民健康保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を合算した金額が、一定の基準を超えた場合は、申請により、超えた額が支給されます。



特定健康診査

生活習慣病を早期発見し、適切な医療につなげていくため、下記の方を対象に特定健康診査を実施します(受診は1年度に1回です)。

対象者 40歳～74歳の国保に加入されている方

検査内容 問診・診察・身体計測・血圧測定・尿検査(尿糖・尿蛋白)・血液検査(脂質検査・血糖検査・肝機能検査等)

自己負担 1,000円

※実施時期に合わせ対象者の方に受診券を郵送します。詳しい受診方法・実施期間等については受診券に同封しているパンフレットをご覧ください。

対象者

- 75歳以上の方(生活保護受給者を除く)…75歳の誕生日から加入します。加入の手続きは不要です。
- 65歳以上75歳未満の一定の障害がある方…申請により広域連合の認定を受けた日から対象となります。75歳になるまでは、いつでも撤回することができます。ただし、日をさかのぼって撤回することはできません。

保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料の納め方

▶ 年金から天引きされる場合【特別徴収】

対象となる方

介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円以上の方(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えない場合)

納め方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

＜お支払方法の変更について＞

年金からの天引きで保険料を納めている方は、申し出により口座振替に変更することもできます。ご希望の方は、保険課へ申し出てください。

口座振替に変更することにより、社会保険料控除は振替をする口座の名義人に適用されます。
(保険料に滞納がある場合は変更できません)

▶ 納付書・口座振替で納める場合【普通徴収】

対象となる方

- 介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円未満の方
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 介護保険料が年金から天引きされていない方
- 年度の途中で新たに加入した方や住所の異動があった方(次年度から特別徴収になる場合があります)

納め方

市役所から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関等で納めます。また、口座振替で納めることもできますので、指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。(国保で口座振替をされていた方でも、新たに金融機関にて申し込みが必要になります)。

本徴収							
7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)

～還付金詐欺にご注意ください～

市役所の職員を装って金銭をだまし取る「還付金詐欺」が発生しています。

医療費や保険料の払い戻しなどを理由に、ATM(現金自動預払機)の操作を依頼するようなことはありません。

不審な電話や訪問があった場合は、高田警察署または市役所までお問い合わせください。

医療費の自己負担額

医療機関で医療を受けるときに窓口で支払う費用は、所得に応じて、1割、2割または3割となります。

健康診査

生活習慣病を早期発見し、適切な医療につなげていくため、下記の方を対象に健康診査を実施します(受診は1年度に1回です)

対象者

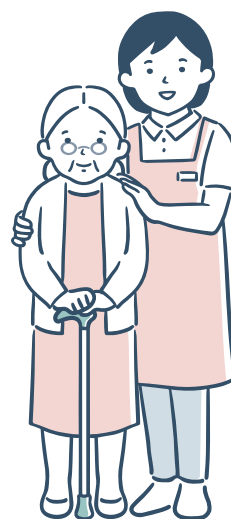
後期高齢者医療保険に加入されている方

検査内容

問診・診察・身体計測・血圧測定・尿検査(尿糖・尿蛋白)・血液検査(脂質検査・血糖検査・肝機能検査等)

自己負担 500円

※実施時期に合わせ対象者の方に受診券を郵送します。詳しい受診方法・実施期間等については受診券に同封しているパンフレットをご覧ください。





福祉医療制度

福祉医療制度とは、健康保険証を使って医療機関等で受診した時の、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

助成される金額(令和6年6月1日現在)

医療保険の自己負担額から次の定額一部負担金を除いた額を助成します。(自費負担額は除きます)

定額一部負担金

- 通院…1つの医療機関ごとに月額500円
- 入院…1つの医療機関ごとに月額1,000円
(2週間未満の入院の場合は500円)

※調剤分は定額一部負担金がありません。

助成方法

助成方法は、医療機関や福祉医療対象者によって異なります。

受診医療機関	助成方法
県内医療機関	自動的に届出口座へ振込(自動償還) ※未就学児は医療機関の窓口での支払いが、定額一部負担金までとなります。
県外医療機関	保険課へ領収書を添えて申請し振込(償還払い)

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費(養育医療にかかった入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額)を公費で負担する制度です(入院時の差額ベッド代や保険適用とならない治療費等を除く)。

この自己負担額も乳幼児医療費助成の対象となります。

4つの福祉医療制度(対象となる方)

▶ 乳幼児(子ども)等医療費助成

1. 乳幼児→出生した日から6歳になった日以降の最初の3月31日までの人
2. 子ども→6歳になった日以降最初の4月1日から18歳になった日以降の最初の3月31日までの人(中学を卒業された人のうち、ご自身の勤め先で健康保険に加入されている人は、対象外となります。)

▶ ひとり親家庭等医療費助成

1. 配偶者のいない父または母に扶養されている児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童)
2. 上記1の児童を扶養している配偶者のいない父または母
3. 父母のいない児童
4. 上記3の児童を扶養している配偶者のいない祖父、祖母、兄または姉等

▶ 心身障害者医療費助成

1. 1歳から75歳未満で、身体障害者手帳1級、2級または奈良県の療育手帳A1・A2の交付を受けている人

▶ 重度心身障害老人等医療費助成

1. 後期高齢者医療制度加入者で、心身障害者医療費助成の対象となる障害を持つ人
2. 後期高齢者医療制度加入者で、ひとり親家庭等医療費助成の対象となる人

➡精神障害者医療費助成については障害福祉(P.63)へ

福祉医療制度利用上の注意

福祉医療助成金と他の医療給付(スポーツ振興センター災害給付制度、高額療養費、高額介護合算療養費等)を重複して受給された場合は、重複分について福祉医療費助成金を差し引いたり、返還していただくことになります。

あなたは大丈夫？

犯罪から身を守る安全対策

事件・事故などの
警察への緊急通報は

110

困りごとなど
警察への相談は

シャープ きゅう いち いち まる

#9110

もしかして「私だけは大丈夫」と思っていませんか？
犯罪や事故に遭わないための連絡先を覚えておきましょう。

受付時間

平日
8:30 ~ 16:30
(各都道府県警察本部で異なります)

土日・祝日・時間外
24時間受付体制の一部の県警を除き、
当直または音声案内で対応

出典元：警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成



国民年金は老後の暮らしや、けがや病気で障がい者になった場合の生活を支える基盤となります。
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入し被保険者となります。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
 20歳以上60歳未満の自営業・無職・学生等、第2号・第3号ではない人	 原則65歳未満の厚生年金保険の被保険者	 20歳以上60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者

任意加入

次の人は、希望すれば第1号被保険者として加入することができます。

- 日本に住所のある60歳以上65歳未満の方
60歳になっても年金を受給できる受給資格期間(年金を受給するために必要な期間)を満たせなかった方が、不足期間を満たすために加入したり受給資格期間を満たしている方でも、満額の年金に近づけるために加入することができます。
- 外国に住む日本人で20歳以上65歳未満の方

こんなときは届出を

こんなとき	届出・手続きの内容	届出先・申請先	持ち物
20歳になったとき (厚生年金に加入していない方)	第3号被保険者	配偶者の勤務先	
会社を退職したとき (厚生年金に加入しなくなったとき)	国民年金の加入手続き (被扶養配偶者も同様)	市民窓口課	●年金手帳 ●離職票または退職証明書
結婚や退職などで、配偶者の被扶養者となったとき	第3号への種別変更手続きをする	配偶者の勤務先	
配偶者の被扶養者でなくなったとき (離婚・収入増など)	第3号から第1号への種別変更手続きをする	市民窓口課	●年金手帳 ●扶養から外れた日が分かる書類
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者 再交付の手続きをする	市民窓口課	●免許証などの身分証明書
	第2号被保険者 再交付の手続きをする	勤務先	申請先に確認
	第3号被保険者 再交付の手続きをする	配偶者の勤務先の管轄する年金事務所	
より多くの年金を受けるため付加保険料も納めようとするとき	付加保険料納付申請をする	市民窓口課	●年金手帳
60歳になるまでに年金を受けるための資格期間を満たすことができないとき	高齢任意加入の申し出をする	市民窓口課	●金融機関または郵便局の通帳および届出印
60歳以上で、すでに資格期間は満たしているが、年金額を増やしたいとき	高齢任意加入の申し出をする	市民窓口課	●金融機関または郵便局の通帳および届出印
収入が少なく、納付が困難なとき	免除(全額・4分の3・半額・4分の1)納付猶予の申請をする	市民窓口課	●年金手帳 ●離職票等(退職したことによる場合)
学生なので収入がないとき	学生納付特例制度の申請をする	市民窓口課	●学生証(在学証明書) ●年金手帳



国民年金保険料・納付

▶ 保険料

定額制で原則として物価上昇率に応じて毎年変更されます。

令和6年度は月額1万6,980円です。

なお、保険料を滞納した場合、滞納した保険料は2年前までさかのぼって納付することができますが、それ以前の期間についての保険料は時効によって納付できません。

▶ 付加保険料

第1号被保険者の方は、将来より多くの年金を受けたいと希望する場合、定額の保険料に月400円を加算して納めることができます。ただし、国民年金基金の加入員は付加保険料を納められません。

▶ 納付方法

日本年金機構が発行する納付書で各金融機関、コンビニなどで納めてください。また、口座振替やクレジットカード納付もできます。

●前納制度：2年度分（4月～翌々年3月分）、1年度分（4月～翌年3月分）、6か月分（4月～9月分・10月～翌3月分）の保険料を前納すると現金で月々保険料を納付する場合に比べ、お得になります。

●早割制度：保険料を当月末の口座振替にすると現金で月々保険料を納付する場合に比べ、月々50円お得になります。

▶ 保険料免除・納付猶予制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の免除・猶予される制度があります。

【前年の所得に応じた4段階の免除制度】

本人・配偶者および世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料が免除されます。

- 全額免除：保険料の全額が免除されます。
- 一部納付：保険料の一部を納め、残りの保険料が免除されます。（3/4納付・半額納付・1/4納付）

申請期間 7月～翌年6月

【納付猶予制度】

20歳から50歳までの方で、本人・配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料の納付が猶予されます。

申請期間 7月～翌年6月

【学生の方には学生納付特例申請】

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合、申請して認められると保険料の納付が猶予されます。

申請期間 4月～翌年3月

※納付猶予制度・学生納付特例申請を受けている期間は、老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額には反映されません。

※保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付すること（追納）ができます。なお承認を受けた翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、承認を受けた当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

主な給付と申請先

種類	こんなとき	申請先
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた方（保険料免除期間含む）が65歳になったとき ※60歳からでも受けられますが、一定の減額があります	●第1号期間だけの人 →市民窓口課 ●第3号期間のある人 →年金事務所
障害基礎年金	65歳前に不慮の事故や病気で国民年金法に定める障害が残ったとき ※老齢基礎年金の支給の繰上げをしているときは支給されません ※保険料納付要件が必要です。ただし、支給される場合もありますので要相談 ※20歳前の傷病による障害基礎年金は20歳になったとき1級または2級に該当する障害の状態であれば支給されます（要相談）	●初診日に第1号だった人 →市民窓口課 ●初診日に第3号だった人 →年金事務所
遺族基礎年金	国民年金に加入している人や、老齢基礎年金を受ける資格のある人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた18歳到達年度の末日までにある子（1・2級の障害の状態にあるときは20歳未満の子）がある配偶者または子に支給 ※保険料納付要件が必要です	●死亡者が死亡日に第1号だった人 →市民窓口課 ●死亡者が死亡日に第3号だった人 →年金事務所

※厚生年金の加入期間がある方は年金事務所にお問い合わせください。

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ受けられませんので、忘れずに市民窓口課や年金事務所にご相談ください。

